

年金額が引き上げられました 6月からの受給は新年金額で

国民年金、厚生年金は、物価上昇による年金の実質的な目減りを防ぐため、前年の物価変動にあわせて、毎年年金額を見直す仕組み（完全自動物価スライド制）になっています。

平成10年の全国消費者物価指数は前年に比べて0.6%上昇しましたので、平成11年度分の年金額もこれにあわせて引き上げられました。なお、この新年金額は6月受給分からとなります。

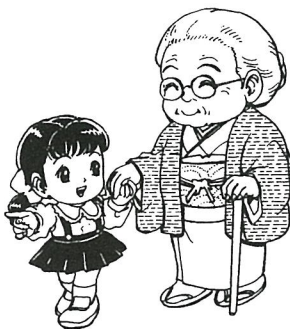
年金額比較表(基礎年金)

	10年度年金額 (円)	11年度年金額 (円)
老齢基礎年金	799,500	804,200
障害基礎年金 (1級)	999,400	1,005,300
(2級)	799,500	804,200
遺族基礎年金 (妻と子一人)	1,029,500	1,035,600

国民年金は、加入者のみなさんが納めている保険料と国の負担金でまかなわれており、働く世代が納める保険料で、今のお年寄りの年金を支えていく仕組みになっています。現在の保険料額は、年金額からみるとかなり低めの額となっています。そこで、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、いつの時代にも年金制度が健全に運営できるように、みなさんの急激な負担をさげ、段階的に引き上げているわけです。

年金保険料は据置さに

しかしながら、現在の景気への配慮から負担増となる保険料引き上げは当面凍結し、据置きとなりました。



ご存じですか、児童扶養手当 特別児童扶養手当制度

児童扶養手当

18歳に達する日以後の3月31日までの児童(障害児は20歳未満)を監護している母親、または母にかわってその児童を養育している方は、児童扶養手当を受けることができます。

- ① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童で、公的年金の加算対象となっていない児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の子で、父から認知されていない児童

特別児童扶養手当

手当を受けられるのは20歳未満で身体や精神に一定の障害をもつ児童の父か母、または父母にかわって児童を養育している方です。

ただし、つぎのような場合は手当の支給は受けられません。

- ① 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者の住所が日本国内にないとき
- ② 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 対象児童が、児童施設などに入所しているとき

⑧ 捨て子などで、生まれたとき事情が不明である児童

ただし、これらの条件にあてはまっても、次のような場合は手当に支給が受けられない場合があります。

◎ 対象児童が母の配偶者(事実婚も含む)に養育されているとき

◎ 対象児童や受けようとする母、または養育者が国民年金(老齢福祉年金を除く)厚生年金など公的年金を受けることができるとき

◎ 昭和60年8月1日以降に支給要件に該当した日から5年を経過したとき(請求権の時効)

また、一定額以上の所得がある場合、手当の支給制限あるいは停止される場合があります。

また、一定額以上の所得がある場合には、支給が停止されます。

くわしいことは、役場保健福祉課(☎82-1111内線256)へお問い合わせください。

